

「千葉市の教育に関する大綱」の改定について

千葉市では、総合教育会議における協議・調整を踏まえて、「千葉市の教育に関する大綱」（以下「大綱」）を改定しましたので、お知らせします。

1 大綱について

地方公共団体の首長が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議・調整を踏まえて定める、地方公共団体の総合的な教育の目標や施策の基本的な方針です。

本市では、平成28年3月に策定した大綱の対象期間が令和3年度末までとなっており、このたび、改定を行ったものです。

2 改定後の大綱

別紙のとおり

3 対象期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）

4 特徴

改定後の大綱では、本市におけるこれまでの取組みや社会状況の変化等を踏まえ、今後4年間で、特に市長部局と教育委員会が連携し重点的に取り組む10項目を定めました。

《重点的に取り組む項目》

- ・新しい時代を生きる子どもたちのための学校教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・環境教育の推進
- ・全ての子どもたちを取り残さないための対応
- ・公立夜間中学による学び直しの支援
- ・オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・学校教育を支える人材の育成・確保
- ・放課後における居場所と多様な体験・活動の充実
- ・安全で快適な教育環境の整備
- ・千葉市への愛着と誇りの醸成

5 公表日・公表方法

(1) 公表日

令和4年4月1日

(2) 公表方法

市ホームページへ掲載

【URL】

<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/chosei/sougoukyouikukai/sougoukyouikukaigi.html>